

## 『沈約』『宋書』と南朝意識

渡邊 義浩

はじめに

沈約は、『宋書』の本紀・列伝を南斉の永明五（四八七）年から翌年という短期間に著した<sup>(一)</sup>。それは、先行する徐爰の『宋書』などに依拠したためである<sup>(二)</sup>。趙翼は、その編纂期間の短さから、沈約の『宋書』をほぼ徐爰の『宋書』の踏襲であるとする（『二十二史劄記』卷九宋書多本徐爰旧本）。これに対して、蘇晋仁や唐燮軍は、徐爰の逸文と『宋書』の比較により、沈約がそのすべてを徐爰に取材するわけではないことを論証している<sup>(三)</sup>。

沈約は、こうした素材に手を加え、自序を記し、史論を述べ、雑伝には序論を附した。それらには、沈約の歴史観が表明されている。川合安は、それらの叙述の力点を①宋皇室劉氏と沈氏との関わり、②劉裕の北伐や北魏軍南進など対北方関係、③地方行政の三点に整理する。また、孔毅は、王朝交代の理由を昏君を廢し明君を立てることに求め、金属貨幣を廢止し、民族対立に反対し、古今の文学を共に重視することに、沈約の史論の特徴があるという。あ

るいは、唐燮軍<sup>（六）</sup>は、沈約の史論を晋宋革命の正統性、対外戦略、學術・社会経済の変化、宋齊革命の正統性の四種に分類する。

本稿は、それらを踏まえながらも、沈約が『宋書』に表現する南朝意識を明確にするものである。

## 一、正史の原型

『宋書』卷一百自序には、『宋書』本紀・列伝の完成に至るまでの経緯と完成時の上奏文が掲載される。だが、それは自序のごく一部である。自序の大部分は、沈約の属する「呉興の沈氏」の系譜と伝記が占める。その意義については、後述することにして、完成時の上奏文から検討していこう。

臣約言す、臣聞くならく、<sup>①</sup>大禹木を刊る、事は虞書に炳かなり、西伯黎を戮る、功は商典に煥かなりと。伏して惟みるに、皇の基積みて峻く、帝の烈弘く深きは、<sup>②</sup>徳を往朝に樹て、勲を前代に立つればなり。若し風を唐の世に観ずんば、以て帝嫡の美を見ること無く、乱を秦の余に観るに非ざるよりは、何を用てか漢祖の業を知らん。<sup>③</sup>是を以て掌言未だ記せざれば、爰に天情を動かし、曲げて史官に詔して、追ひて大典を述べさしむ。臣実に庸妄にして、文史多く闕け、茲の不才を以て、盛旨に対揚す。是を用て夕陽に懷を載き、其の寢食を忘るる者なり。<sup>（七）</sup>

沈約の上奏文は、①禹と文王の事績が、『尚書』の禹貢篇と西伯戡黎篇に記されて明らかになっている意義の確認から始まる。『尚書』という「史」の記した書がなければ、聖王ですら②「徳」や「勲」は後世に伝わらない。この

ため、③「史官」に「詔」して、勅撰により国家の正統性を示す必要性がある、というのである。沈約の『宋書』が、勅命を受けて編纂されるべき理由である。

沈約の『宋書』が、『尚書』を規範とした『漢書』を継承する「〇書」という書名を持つ理由は、『尚書』を史書の規範と仰ぐことによる。沈約が高く評価したという『文心雕龍』は、史書の源流として『尚書』と『春秋』を尊重し、史学の目的である歴史を鑑とするために、史論により示す勸善懲惡の基準を經に求めるべきとした。<sup>(九)</sup> 沈約は、『尚書』を継承して『宋書』と書名をつけると共に、史書を後世の鑑とすべきことを次のように述べている。

臣約頓首死罪、窃かに惟へらく、宋氏南面し、歴を承け天を統べ、世は八主に窮し、年は百載を減ずと雖も、而れども兵車は亟々動き、国道は屢々屯し<sup>く</sup>み、文を簡牘に垂れ、事は数々繁広たり。<sup>①</sup> 夫れ英主基を啟き、名臣績を建て、世を拯<sup>すく</sup>ひ難を夷<sup>たい</sup>らぐの功、天に配し宅に光く<sup>か</sup>の運の若きも、亦た以て鍾鼎に勒銘し、昭らかに方策に被<sup>か</sup>むるに足らん。<sup>②</sup> 唐后・暴朝に及びては、前王二<sup>ふた</sup>びするもの罕にして、国釁・家禍は、曠古にして未だ書せざれば、又式を以て万葉に規とし、鑒を後に作る可し。<sup>(一〇)</sup>

沈約は、劉宋について、①「英主」が国家の基礎を築き、「名臣」がそれを助けたような、褒めるべき事績を明らかに記録するだけでなく、②残虐で乱暴な君主など古来記録されていないような事績も、「万葉」(永遠)に規範とし、後世の「鑒」にした、とする。すなわち、後世の鑑戒とすべき毀誉褒貶を明らかにした史書を著した、とするのである。沈約の『宋書』は、杜預の『春秋左氏経伝集解』序に示される、<sup>(三)</sup> 毀誉褒貶を明らかにした後世の鑑とすべき史書を著すという『春秋』の伝統も継承している。

このように『尚書』と『春秋』をともに継承する『宋書』を著すための素材について、沈約は次のように述べてい

る。

宋の故の著作郎たる<sup>①</sup>何承天始めて宋書を撰し、紀伝を草立するも、武帝の功臣に止まり、篇牘未だ広からず。其の撰する所の志は、唯だ天文・律歴あるのみ。此れより外は、悉く<sup>②</sup>奉朝請の山謙之に委ぬ。謙之は、孝建の初め、又詔を被り撰述するも、尋いで病に亡<sup>し</sup>するに値ひ、仍ち<sup>③</sup>南台侍御史の蘇宝生をして、諸伝を統造せしむ。元嘉の名臣、皆其の撰する所なり。宝生誅を被り、大明中、又<sup>④</sup>著作郎の徐爰に命じて、前作を踵成せしむ。爰何・蘇の述ぶる所に因り、勒<sup>とよ</sup>へて一史と為し、義熙の初めより起こし、大明の末に訖はる。臧質・魯爽・王僧達の諸伝に至りては、又皆<sup>⑤</sup>孝武の造る所なり。永光より以来、禪讓に至る、十余年の内は、闕きて続せず。一代の典文、始末未だ挙げられず。<sup>⑥</sup>且つ事は<sup>⑦</sup>當時に属すれば、多く実録に非ず。又立伝の方も、取捨衷に乖き、進みては時旨に由り、退きては世情に傍<sup>よ</sup>り、之を方来に垂るるに、以て信を取り難し。臣今謹みて更めて創立し、新史を製成す。

沈約によれば、①何承天が編纂した『宋書』は武帝と創業の功臣、天文・律暦志に止まり、それを継いだ②山謙之が病没した後、③蘇宝生が元嘉時代の名臣の伝を撰した。それを承けて、④徐爰が義熙元(四〇五)年から大明八(四六四)年までの史を著した。その後、⑤孝武帝が臧質・魯爽・王僧達伝を作ったが、劉宋一代の記録は完成していなかった。何より、それらが⑥「多く実録」ではなく、また立伝も時の皇帝や世間の意向に従い「信」を置き難いため、「更めて創立」して「新史」を著した、という。

素材は素材であり、あくまで沈約の見識により『宋書』を著したというのである。その実現の可否は措くとして、沈約は皇帝や世間の意向による偏向を排し、信頼に足りる史書を改めて新しく創立した、と宣言する。趙翼の批判が

当たらぬことは明らかであろう。

完成した『宋書』の本紀・列伝について、沈約は次のように自己評価をする。

臣<sup>①</sup>遠くは南・董に愧ぢ、近くは遷・固に謝す。閭閻の小才を以て、一代の盛典を述ぶ。属辞・比事は、古を望み良に慚ぢ、鞠躬して跼蹐し、視汗して亡厝す。本紀・列伝、繕写已に畢はり、合はせて七帙七十卷、臣今謹みて奏呈す。<sup>②</sup>撰する所の諸志は、成を須ちて<sup>※</sup>続き上らん。謹みて目録を条し、省に詣りて拝表し、書を奉じて以聞す。<sup>(三)</sup>

沈約が、①「遠くは南・董」を規範とすることは、劉勰と同じである。劉勰は『文心雕龍』史伝篇の賛に、「褒を騰げ貶を裁し、万古魂動く。辞は邱明を宗とし、直は南・董に帰す（騰褒裁貶、万古魂動。辞宗邱明、直帰南・董）」と述べ、毀譽褒貶を目的に規範を左氏伝に仰ぎ、南史・董狐の直筆を行うべしと、自らの史論を総括している。沈約は、これと同じように、『春秋左氏伝』にその直筆を称えられる齊の南史と晋の董狐を規範とすると共に、「近くは遷・固」も尊重すると述べている。

『尚書』を尊重する『漢書』を受けて『宋書』を著したのであれば、司馬遷への言及は不要にも見える。『漢書』も『宋書』と同じ巻一百を叙伝とし、班氏の家伝を祖先から描いている。しかし、『史記』巻一百三十太史公自序の方が、司馬氏の家伝を語る部分が多い。劉勰の『文心雕龍』も『史記』と『漢書』を並べて尊重したように、沈約は、司馬遷と班固を共に尊重して、自序に家伝を著していく。

このように、沈約の『宋書』は、『漢書』と同様、紀伝体の断代史という後世の正史の規範となる体裁を取り、毀譽褒貶の鑑とすることを史学の目的に、南史・董狐の直筆を行った、と主張する史書である。しかし、二で述べるよ

うに、沈約の『宋書』は、自序などで自己に関わる記録を正統化のために主観的に描く。別伝(四)や家譜といった貴族の「史」としての性質を未だ有していたのである。

## 二、貴族の史

沈約『宋書』自序の大部分を占めるものは、自らの出身である「呉興の沈氏」の家譜、あるいは家伝である。多賀秋五郎によれば、士庶不婚の基準を示す隋唐時代の家譜に対して、六朝時代の家譜には政治的意義が強く認められ、宗族の地位を社会に認識させるためのものであった、という。自序に記される「呉興の沈氏」の歴史にも、沈約の貴族としての家門を守るといふ政治的意図が認められる。

後漢の沈靖から数えて沈約に到るまで十六世に及ぶ「呉興の沈氏」は、家学の『春秋左氏伝』と武功により貴族へと成長してきた。ただ、その歩みは順調ではなく、沈警・沈穆父子が五斗米道を奉ずる孫恩の乱(五)との関わりで殺され、沈約の父である沈璞が劉劭の乱に加担して殺されるという、二度の挫折を経験している。

だからこそ、沈約は、沈穆夫の子である沈林子が劉裕の功臣であったことを強調する。

高祖踐阼するや、<sup>①</sup>佐命の功を以て、漢寿県伯に封じ、食邑は六百戸なり。固く讓るも、許さず。……(沈)邵字は道輝、美風姿ありて、文史を涉獵す。爵を襲うぎ、駙馬都尉・奉朝請たり。太祖旧恩あるを以て召見す。入りて拜し、便ち流涕す。太祖も亦た悲しみに自ら勝へず。会強弩將軍なまはな欠くれば、上録尚書の彭城王たる義康に詔して曰く、「沈邵人身悪しからず。<sup>②</sup>吾林子と与に周旋すること常と異なれば、以て選に補す可し」と。<sup>③</sup>事

は宋の文帝の中詔に見ゆ。是に於て強弩將軍を拜す。<sup>(七)</sup>

劉宋を建国した高祖劉裕は、沈林子<sup>①</sup>を「佐命の功」により、「漢壽県伯」に封建した。その子の沈邵が、第六品の駙馬都尉で起家したように、「呉興の沈氏」は、国家的身分制度としての貴族制<sup>(八)</sup>において承認された貴族である。しかも、第三代皇帝である劉裕の子文帝劉義隆（太祖）は、<sup>②</sup>沈林子と共に奔走したと述べ、特別に第五品の強弩將軍に出世させたという。

この記述に際して、沈約はこれが<sup>③</sup>「宋の文帝の中詔」に見える、と自注をつけている。ここ以外にも、自序の隨所に引用される中詔とは、中書が作成する詔で、天子の意図がより直接的に反映したものである。沈約は、自序の別の箇所<sup>④</sup>で、「凡そ中詔は今悉く台に在り。猶ほ法書・典書のごときなり（凡中詔今悉在台。猶法書典書也）」と説明している。中詔は、「台」（尚書省）に保管される規範とすべき書類であり、「呉興の沈氏」が貴族であることは、國家に保証されている、というのである。沈約は、自序で典拠を明示しながら、「呉興の沈氏」が劉宋の皇帝家と特別な關係を持つ貴族であることを論証する。

さらに沈約は、自序において、父沈璞の誅殺の冤罪を主張する。沈璞の旧君である劉濬が、兄の劉劭と結んで文帝に巫蠱を行い、それが発覚したため、劉劭は文帝を殺害した。そのとき、沈璞は号泣して発病したため、孝武帝劉駿の義兵に参加できなかった。これが原因となり、沈璞は劉濬との關係を讒言されて処刑される。この間の事情について、沈約は、自序に次のように弁明する。

是れより先、琅邪の顔竣、（沈）璞と交はらんと欲す。其の意に酬いざれば、竣以て恨みを致す。世祖の將に都に至らんとするに及び、方に讒説するに璞の奉迎の晩きを以てする有り。世難に横罹す。時年三十八なり。<sup>(九)</sup>

沈約は、「世祖」孝武帝劉駿が都に入ろうとした時、かねてから沈璞を恨んでいた顔竣が、奉迎の遅さを讒言すること、父の沈璞は不当にも殺された、というのである。沈約の主張によれば、父の死は、あくまで顔竣の讒言により、そこに不忠はない。

顔竣への批判は、顔竣の父である顔延之伝の史論でも展開される。顔竣が孝武帝劉駿の幕僚となり檄文を書いたことで、父の顔延之が、劉劭から厳しく叱責されたことについて、沈約は、次のように論じている。

史臣曰く、「<sup>①</sup>身を出だし主に事ふれば、義は忘私に在りと雖も、君親<sup>た</sup>両つながらに事へ、既に同じく済ふ無きに至れば、子と為り臣と為るは、<sup>②</sup>各々其の時に随ひて可なり。……而るに筆に抛りて罪を数へ、讎を陵し逆を犯すは、彼の慈親に余<sup>たが</sup>ひ、之を虎吻に垂るるなり。<sup>③</sup>此を以て忠と為すは、前誥に聞くこと無し。<sup>④</sup>夫れ自ら其の親に忍<sup>と</sup>ければ、必ず將に人の親にも忍かるべし。……（顔）延年の辞允にして義愜に非ざるよりは、夫れ豈に免るること或<sup>あ</sup>るや」と。<sup>(三)</sup>

沈約は、<sup>①</sup>君主に出仕すれば私事は忘れるべきとの原則を掲げたうえで、忠孝を両立できなければ、<sup>②</sup>時に応じて対応しても構わないという「権」を認める。それでも、孝を否定して行った顔竣の行為は<sup>③</sup>「忠」とは言えず、<sup>④</sup>自分の親に酷い者は、人にも酷い、と顔竣の行動を全否定する。このように沈約は、顔竣の非道を糾弾しているのである。<sup>(三)</sup>

また沈約は、『宋書』卷六孝武帝紀の史論では、父の沈璞を処刑した孝武帝の政治を次のように批判している。

己を役して以て天下を利するは、堯・舜の心なり。己を利用して以て万物に及ぼすは、中主の志なり。民の命を尽くして以て自ら養ふは、桀・紂の行なり。大明の世を觀るに、其れ將に民の命を尽くさんとするか。周公の才の



美有りとも雖も、猶ほ之を終はらずに乱を以てすれば、何ぞ益あらんや。<sup>(三)</sup>

大明年間（四五七～四六四年）は、孝武帝の治世のほとんどの期間である。その政治は「民の命を尽」くそうとするもので、「桀・紂の行」いである、という。劉宋を正統視するはずの『宋書』において、国を滅亡に至らせた最後の君主でもない孝武帝を夏の桀王、殷の紂王に準えて批判することは異常である。自序で南史と董狐の直筆を規範とする、と明記している沈約の『宋書』に対して、劉知幾の『史通』曲筆篇が、「隱公宋書の多妄」を指摘するのは、当然のことと言えよう。<sup>(四)</sup> また、安田二郎によれば、裴子野は、沈約の曲筆を批判するために、『宋略』を著したという。

沈約は、『宋書』自序の過半を占める家譜・家伝において、沈林子が爵位を受け、「呉興の沈氏」が国家的身分制としての貴族制下において貴族であることを証明すると共に、父の誅殺を冤罪として自らの家の汚名を晴らそうとした。それは、沈約という貴族の「史」としては「直筆」である。南史・董狐の「直筆」とは、客観的に正しい事実を記すことではなく、あるべき姿を描くものだからである。貴族の家学として発達した「史」、とりわけ別伝や家伝では、自己の家門を正統化するために「史」を著した。そうした性格は、『宋書』の本紀・列伝の史論にまで及ぶ。沈約の『宋書』はなお、自家中心の貴族としての歴史観を持つのである。これは勅命を受けて編纂した国家の「史」としては、批判を受けざるを得まい。やがて宰相のもと多くの著者が正史を編纂する理由の一つであろう。

### 三、貴族の要件

沈約は、国家的身分制である貴族制において「呉興の沈氏」が貴族である理由を爵位から証明した。その一方で、社会的存在としての貴族とはいかる存在であるべきか、を示すために著された史論には、やがて梁を代表する貴族となる沈約の貴族たるべき存立基盤である文化の専有に関する見解が示される。

沈約が持つ貴族としての要件の認識について、沈約に高く評価されていた後進の王筠は、「諸兎に与ふる書」の中で、次のように述べている。

史伝に称すらく、安平の崔氏と及汝南の応氏は、並に累世文才有り。所以ゆゑに范蔚宗云ふ、「崔氏は、世々彫龍を擅ほしいまにす」と。然れども父子・兩三世に過ぎざるのみ。①七葉の中、名徳は重かね光かき、爵位は相継ぎ、人人に集あること、吾が門世の如き者有らざるなり。沈少傅たる約人に語りて云ふ、「吾少くして百家の言を好み、身づから四代の史を為る。開闢より已来、未だ②爵位の蟬聯たる、文才の相継ぎたるは、王氏の盛んなるが如き者有らざるなり」と。汝ら堂構を仰ぎ観て、各々努力を思おもへ。(三)

「琅邪の王氏」の出身である王筠は、後漢の崔氏や応氏と比較しながら、「琅邪の王氏」が七代にわたって①「名徳」を輝かせ、「爵位」を継承し、文「集」を継続して著してきたことを誇る。それは、太子少傅の沈約も、王氏の②「爵位」と「文才」の継続性により、「琅邪の王氏」を最上と位置づけることで論証されるという。

ここで沈約は、「爵位」と「文才」により、貴族の要件を規定している。「爵位」は、国家的身分制としての貴族制

を形成するもので、爵位の継承により貴族は高官を世襲できる。「文才」は、「名徳」（儒教）を根底に置きながら、広義の「文」に博く通ずることであり、社会的存在としての貴族の存立基盤となる文化的諸価値である。

西晋期には、爵位により規定される国家的身分制としての貴族制と文化的価値の専有を存立基盤とする社会的存在としての貴族のあり方とを矛盾と捉え、劉毅が「上品に寒門無く、下品に勢族無し」と述べて、九品中正制度の廃止を求めることもあった。<sup>(17)</sup>しかし、沈約は、爵位と文化的価値の専有とを矛盾しない貴族の要件と認識している。

吉川忠夫は、この史料により、沈約によって求められた貴族の要件は、「爵位蟬聯たる」ことと共に、あるいはそれにもまして、「文才相継ぐ」こと、つまり文化の伝統の保持者である点に存した、とする。しかし、自序でも、高祖劉裕が沈林子を「佐命の功」により「漢寿県伯」に封建したと明記するように、沈約は、国家的身分制としての貴族制のもと、高官の世襲を保障する「爵位」と、社会的存在としての貴族の存立基盤としての文化の専有とを共に重視していた。

劉宋の全盛期である元嘉時代について、沈約は次のように述べている。

網維は備さに挙がり、条禁は明らかに密たりて、罰に恒科有り、爵に濫品無し。故に能く内は清く外は晏らかに、四海は謐如なり。昔漢氏の東京、常に建武・永平の故事を称す。茲より厥の後は、亦た毎に元嘉を以て言と為す。斯れ固に盛んなり。

沈約は、文帝の「元嘉の治」の具体像の一つに「爵に濫品無し」を挙げる。国家的身分制としての貴族制は、皇帝が賜与する五等爵により、貴族を濫造することができると言っている。それがなかつたと賛美しているのである。

たとえば文帝は、寒門出身の恩倖である王弘が、貴族の王球のもとに出かけ、席に腰掛けられなかつたことに対し

て、「我も便ち此を如何とすること無し（我便無如此何）」（『宋書』卷五十七蔡興宗伝）と述べて、貴族の自律的秩序の強さを嘆いた、と伝わる。だが、文帝には、王弘に爵位を賜与して国家的身分制としての貴族制のもとで貴族とし、社会的存在としての貴族の持つ自律的秩序に対抗する、という選択肢もあった。沈約が「爵に濫品無し」と述べるのは、文帝がそうした「爵」位の「濫」授を行わなかったことを指している。

このように沈約が『宋書』の史論で述べる貴族の要件は、国家的身分制としての貴族制のもと、高官の世襲を保障する「爵位」と、社会的存在としての貴族の存立基盤となる文化的諸価値とを共に有することであった。

#### 四、貴族制の形成

沈約は、貴族の対極的価値として蔑む恩倖伝の序文において、貴族制の形成について自らの見解を述べている。議論の多い部分なので、繁を厭わず三つに分けて検討しよう。

恩倖伝序は、人を二種に分け、それぞれの国家における役割を議論することから始まる。

夫れ君子・小人は、物を類するの通称なり。道を蹈めば則ち君子と為り、之に違へば則ち小人と為る。屠釣は、卑事なり、版築は、賤役なり。太公起ちて周の師と為り、傳説去りて殷の相と為る。<sup>①</sup>公侯の世、鼎食の資を論ずるに非ず。幽仄を明揚し、唯だ才に是れ与す。<sup>②</sup>二漢に逮ぶまで、茲の道未だ革まらず。胡広累世の農夫

たるも、伯始位を公相に致す。黄憲牛医の子なるも、叔度名は京師に重し。且た任子の朝に居るも、咸職業有り。<sup>③</sup>七葉貂を珥み、西漢に崇ばると雖も、而も侍中は身づから奏事を奉じ、又御服を分掌す。東方朔は黄門

侍郎と為るも、戟を殿下に執る。郡県の掾史、並みな豪家より出で、戈を負ひて宿衛するも、皆勢族に由る。<sup>④</sup> 晩  
代分かれて二塗と為る者の若きに非ざるなり。<sup>(元)</sup>

恩倖伝序の全体の主張を先に掲げよう。本来政治を担うはずの「士」(貴族)が政治を行い得る「才」を持たず、本来担うべきではない「庶」(恩倖)が君主のもと実務を行うことで、劉宋への支持は失われた。それは、漢までとは異なり、<sup>④</sup>「晩代」(劉宋)に「二塗と為」ったことが原因である。「二塗」とは、貴族と恩倖のあり方のことである。貴族は爵位により代々高官に就くだけで実務を行わず、恩倖は本来卑賤でありながら実務を担うことで政治の実権を握っている。これが劉宋で通行した貴族と恩倖の二つのあり方であるとし、これを「二塗」と呼んでいるのである。

これに対して、殷・周では、卑賤な出身の呂尚や傳説が周の太師や殷の宰相になったように、<sup>①</sup>世襲の公侯であるか否かを論ずることなく、埋もれている人物をただ「才」によって挙用した、という。「明揚幽仄」は、『尚書』堯典に、「明なるを明らかにせよ、側陋を揚げよ(明明、揚側陋)」とあることを踏まえるが、直接的には、曹操が唯才主義を掲げた建安十五年の「令」を典拠としよう。<sup>(三)</sup>

卑賤な出自であっても宰相とし、代々の名門であっても実務を行うことは、<sup>②</sup>前漢・後漢にも継承され、累世農夫であった胡広が宰相となり、<sup>③</sup>また七代にわたり侍中となった張氏も実務を行った、という。ただし、胡広は代々農夫ではない。「父は世々農夫(父世農夫)」(『漢書』卷八十一 匡衡伝)とある前漢の匡衡と混同したのであろう。

沈約は、それが崩壊したのは、曹魏が始めた九品中正制度のためである、と続ける。

漢末喪乱し、魏武基を始め、軍中の倉卒に、権かりに九品を立つ。蓋し以て人才の優劣を論じ、世族の高卑を為す

に非ざらん。此れに因りて相沿したがひ、遂て成法と為る。魏より晋に至るまで、之を能く改むること莫く、州都・郡正、才を以て人を品す。而るに世の人才を挙ぐるに、升降は蓋し寡く、徒らに世資に馮藉するを以て、用て相陵駕す。都正は俗士なれば、時宜を斟酌して、少多を品目し、事の俯仰に随ふ。<sup>①</sup>劉毅の云ふ所の、「下品に高門無く、上品に賤族無し」といふ者なり。歲月遷譎し、斯の風漸く篤し。凡そ厥の衣冠は、二品に非ざるは莫く、此れより以還こゝか、遂て卑庶と成る。<sup>②</sup>周・漢の道は、智を以て愚を役し、台・隸は參差として、用て等級を成す。<sup>③</sup>魏・晋より以來は、貴を以て賤を役し、士庶の科、較然として辨有り。

安田二郎は、岡崎文夫の論を継承して、この文章における沈約の意図が、門閥体制の批判にあつたとする。<sup>④</sup>しかし、それは①劉毅の九品中正制度批判に牽きつけた解釈である。沈約は、吉川忠夫が主張するように、<sup>⑤</sup>漢代と自分たちの社会が異質であることを述べているに過ぎない。たしかに②「智を以て愚を役し」た「周・漢の道」と、③「貴を以て賤を役」する「魏・晋より以來」の差異を表現する際に、「道」という言葉を用いたように、「周・漢」への尊重は存する。

しかし、沈約は差異そのものを批判している訳ではなく、「貴を以て賤を役」する門閥社会を「周・漢の道」に戻すべきと主張している訳でもない。それは、劉毅の九品中正制度批判が、漢の郷挙里選への復帰を求めることは明確に異なる。<sup>⑥</sup>

沈約の批判は、「貴を以て賤を役」するはずの社会において、君主権力を背景に「役」されるはずの「賤」が、実務を担当し、国権を掌握していることに向けられている。

夫れ人君は南面し、九重に奥絶す。朝夕に陪奉すれば、義は卿士と隔たる。階闈の任、宜しく有司存すべし。

既にして恩は倖を以て生じ、信は恩に由りて固く、憚る可きの姿無く、親しみ易きの色有り。<sup>①</sup> 孝建・泰始、主威は独り運され、官に百司を置くも、権は外に仮さず。而して刑政は糾雑して、理は偏く通じ難し。耳目の寄する所、事は近習に帰す。賞罰の要、是を国権と謂ふ。王命を出内するは、其の掌握に由る。是に於て塗を方べ軌を結び、輻湊して同に奔る。<sup>②</sup> 人主謂へらく、其の身は卑にして位は薄ければ、以為へらく権は重きを得ざらんと。曾ち鼠の社に憑りて貴く、狐の虎の威を藉るを知らず。外に逼主の嫌無く、内に専用功有り。勢は天下を傾くるも、未だ之を或いは悟らず。<sup>③</sup> 朋を挟み党を樹て、政は賄を以て成る。鉄鉞・創瘡は、筵第の曲に構へ、服冕・乗軒は、言笑の下に出づ。南金・北毳は、来りて悉く體を方べ、素縑・丹魄は、至りて皆面を兼ね。西京の許・史も、蓋し云ふに足らず。晋朝の王・庾も、未だ或いは能く比せず。太宗の晩運に及び、慮は盛衰を経るも、権幸の徒、宗戚を懼憚し、幼主をして孤立せしめ、永く国権を竊まんと欲し、同異を構造し、禍隙を興樹す。帝弟・宗王、相継ぎて屠剝せらる。<sup>④</sup> 民宋の徳を忘るるは、一塗に非ずと雖も、寶祚の夙に傾けるは、実（註）に此に由るなり。

恩倖が権力を掌握したのは、劉宋の①孝建（四五四～四五六年）・泰始（四六六～四七一年）年間である。それは、孝武帝と明帝が一人で政治を切り回そうと百官を置き去りにしたものの、刑政が複雑であることから、「近習」に政事が帰し、「賞罰の要」である国権が恩倖に掌握されたことによる。

②君主は、身分も卑しく地位も低い恩倖が、重い権力を握るはずはないと考えていたが、恩倖たちは③朋党を作り、政治を賄賂により運用した。④民が劉宋の徳を忘れた理由の一つではないが、国家が傾いたのは恩倖のためである。

沈約はこのように述べて、「貴を以て賤を役」<sup>(3)</sup>するはずの社会において、「賤」である恩倖が君主権力の延長として国政を運用したことに、劉宋の滅亡原因を求めるのである。これを防ぐためには、「賤」者が国政の実務を担当しないように、「貴」者が政治に携わらなければならない。そのために沈約は、貴族のあり方の「鑑」を示していく。

## 五、貴族の「鑑」

君主は、恩倖ではなく賢者である貴族を用いなければならない。しかし、劉宋の貴族は必ずしも賢者ではなかった。賢者になるための根底は儒教にある。沈約は、儒教を根底に置く文化的諸価値を貴族が専有する必要性について、次のように述べている。

賢を野に選べば、則ち身を治むるの業弘まり、士を朝に求むれば、則ち智を飾るの風起る。<sup>①</sup>六経は奥遠にして、方軌の正路なり、百家は浅末にして、捷至の偏道なり。漢の世の士を登すや、閭党を先と為し、本を崇び学に務め、浮詭を尚ばず。……是の故に仕ふるに学を以て成り、身は義に由りて立つ。魏氏の膺命してより、主雕虫を愛さば、家は章句を棄て、人は異術を重んず。又賢を選び士を進むるに、郷閭に本づかず、銓衡の寄、任は台閣に帰す。……<sup>②</sup>黄初より晋末に至るまで、百余年中に、儒教は尽きぬ。高祖受命し、国学を創むるを議するも、宮車早晏し、道は未だ行くに及ばず。<sup>③</sup>元嘉に迄び、甫<sup>は</sup>めて克就を獲、雅風盛烈たること、未だ曩時に及ばざるも、而るに濟濟たりて、頗る前王の遺典有り。……臧燾・徐広・傅隆・<sup>④</sup>裴松之・何承天・雷次宗、並びに聖哲を服膺し、雅俗に推移を為さざれば、名を世に立つるは、宜なるかな。<sup>(4)</sup>



沈約は、漢が朝廷の名声ではなく郷里の賢者に人材を求め、①「六経」(儒教)という本道を尊重して、瑣末で脇道の諸子百家を冷遇したと評価する。しかし、曹魏が文学を尊重したため、家々は章句(訓詁学)を捨て、儒教以外の学術を尊重し、また九品中正制度もあり、②魏晋の間に「儒教は尽」きた。これに対して、高祖劉裕は、国子学の創設を議したが早く崩御し、文帝の③元嘉年間(四二四〜四五三年)に至り、ようやく国子学が建てられて儒教が復興した。その結果、臧燾・徐広・傅隆らが名を揚げた、というのである。

このように沈約は、儒教を尊重するが、伝主の三人に続けて④『三國志』に注を附した史学の裴松之、『宋書』の律曆志・天文志を著した何承天、廬山に入り慧遠に師事した隱者の雷次宗を掲げるように、儒教のみを尊重したわけではない。『宋書』には、因果応報に基づき史論を展開する卷八十六殷孝祖・劉勳伝、隱者・隱逸を論ずる卷九十三隱逸伝序などもあるように、沈約は仏教・道教、そして史学・文学にも通じていた。

そして、儒教衰退の一因とする文学についても、沈約は音韻を中核に据える有名な文学論を謝靈運伝で展開している。

建安に至り、曹氏命を基め、二祖・陳王、咸盛藻を蓄ふ。甫めて乃ち情を以て文を緯し、文を以て質に被らしむ。①漢より魏に至るまで、四百余年、辞人・才子、文体三変す。相如は巧みに形似の言を為し、班固は情理の説に長じ、子建・仲宣は氣質を以て体と為す。並びに能を標し美を擅にし、独り当時に映く。是を以て一世の士、各々相慕習す。②其の飈流の始まる所を原ぬるに、祖を風・騷に同じくせざるは莫し。徒し賞好情を異にするを以て、故に意製は相詭ふ。……遺風・余烈、事江右に極まる。③有晋中興して、玄風独り振ふ。学を為すや柱下に窮まり、物を博むるや七篇に止まる。文辞を馳騁するも、義は此に単く。……爰に宋氏に速び、

顔・謝声を騰ぐ。<sup>④</sup>靈運の興会の標竿なる、延年の体裁の明密なる、並に軌を前秀に方べ、範を後昆に垂る。夫れ枉を敷き心を論じ、前藻を商榷するが若くせば、工拙の数は、言ふ可き有るが如し。夫れ五色相宣らかに、八音協暢するは、玄黄・律呂、各々物の宜しきに適ふに由らんや。<sup>⑤</sup>宮羽をして相變じ、低昂をして節を互へしめんと欲せば、若し前に浮声有らば、則ち後に切響を須つ。一箇の内、音韻尽く殊なり、両句の中、軽重悉く異なる。此の旨に妙達して、始めて文を言ふ可し。……<sup>⑥</sup>騷人より以来、多く年代を歴るに至り、文体稍や精しと雖も、而も此の秘は未だ觀ず。

沈約は、劉宋までの文学史を次のように総括する。①漢から魏に至るまで文体は、「形似」・「情理」・「氣質」と三変したが、いずれも②その祖は『詩経』と『楚辭』に置かれていた。その風潮は西晋で極まったが、③東晋では玄言詩が盛んとなる。だが、沈約はそれを評価しない。そして、劉宋を代表する詩人として、謝靈運の「興会」(着想)と顔延之の「体裁」(構成力)を評価するのである。

続けて述べられる沈約自らの文学論は、音韻を中心とする。⑤宮の音と羽の音を変化させ、高く低く節をつけるには、もし前に「浮声」(後の平声)があれば、後には「切響」(後の仄声)が来なければならぬ。一行に使う文字の「音韻」と、二句を構成する文字の「輕重」は、異ならせなければならぬ。これらを理解して始めて「文」について語り得るが、屈原・宋玉以来、この「秘」には、誰も気づいていない、という。沈約の自負どおり、声調諧和を主張する文学論は、きわめて高く評価されている。

このように沈約は、貴族が国政を担うような賢者になるために、三教四学と総称される文化に通じ、たとえば沈約が文学論で示すような卓越性を持つべきことも求める。これは、社会的存在である貴族のあり方を「鑑」として理念

的に示したものである。

ただし、沈約は貴族の要件を文化のみに求めていない。国家的身分制としての貴族制下で貴族であるためには、爵位を継続しなければならぬ。そのための指針は「智」という概念により提示される。

夫れ令問・令望は、詩人の以て作詠する所なり。有礼・有法は、前謨之を以て美を垂る。荀・范・二王は、学義を以て自ら顕はると雖も、而るに朝に在るの誉弘からず。蓋し才余り有るも智未だ足らざるに由ればならん。惜しいかな。<sup>(四)</sup>

荀伯子・范泰・王准子・王韶之の四人は、いずれも社会的存在としての貴族の存立基盤である文化には秀でた「才」を持っていた。しかし、かれらは政治的に重んじられなかった。それは「智」が足りないからである、と沈約はいう。

たとえば、王韶之は「史籍を好み、博渉して多聞なり（好史籍、博渉多聞）」（『宋書』卷六十王韶之伝）と、その史「才」を称された。しかし、「王韶之晋史を為るに、王珣の貨殖、王廞の作乱を序す。珣の子たる弘、廞の子たる華は、並びに貴顕たり（王韶之為晋史、序王珣貨殖、王廞作乱。珣子弘、廞子華、並貴顕）」（『宋書』卷六十王韶之伝）とあるように、『晋史』を編纂する際に、「貴顕」の地位にある貴族の父たちが金に汚く、あるいは乱を起こしたことを直書した。

「史」という文化的価値において「直筆」は尊重される。だが、沈約は、文化に忠実なために「貴顕」との関係が悪化させることを「智」ではない、と評する。越智重明<sup>(五)</sup>は、この「智」を大局を見て節度を保ちつつ才能を振るうことであると解釈する。貴族として生きていくための処世術と言い換えてもよい。沈約が鑑として示す貴族は、こう

した「智」と「才」を兼備した貴族である。

沈約が、貴族として生きていくための処世術を「智」として評価するのは、父の処刑を原因としよう。それは沈約の現実認識を厳しくし、現実の沈約を宰相の地位にまで高めていく。沈約は、儒教を修めたうえで、仏教を深く理解し、あえて道教には言及しないが、三教に通じていた。また、儒学・史学・玄学・文学の中では、皇帝権力との対峙性を持つ玄学を批判する一方で、文学を得意として音韻に基づく新たな文学理論を構築する。そして、貴族に「才」を求めた梁の武帝のもとで、宰相として国家的身分制としての貴族制の頂点に君臨したのである。

こうした沈約の貴族としてのあり方は、いまだそれを極めていなかった『宋書』の執筆時において、自ら貴族の鑑として描いた姿を実現したものと考えてよい。『宋書』は、そうした社会的存在としての貴族と国家的身分制としての貴族制下の貴族の双方の体现者である沈約が示した、貴族の規範書として読まれていくのである。<sup>(四)</sup>

このように沈約は、社会的存在としての貴族の存立基盤として儒教を根底に置き三教四学に通ずる文化的諸価値の専有を求める共に、国家的身分制としての貴族制下で貴族として爵位を継続するために、「智」という概念により君主や権力者の中で生き抜く処世術の重要性を示した。それでは、南朝に多い革命の場面において、沈約は儒教の「忠」と革命にどのような折り合いをつけたのであろうか。

## 六、革命の容認

沈約の革命観を端的に示すものは、宋晋革命の際、南斉の建国者である高帝蕭道成に、劉宋を護持するため対抗し

て敗死した袁粲の伝の「史臣曰く」である。そもそも沈約は、袁粲の伝を立てるべきか否か、南斉の武帝にお伺いをたてている。<sup>(四)</sup>

世祖太子家令の沈約をして宋書を撰せしむ。袁粲伝を立つるを擬ひ、以て世祖に審る。世祖曰く、「<sup>①</sup>袁粲は自づから是れ宋家の忠臣なり」と。約は又多く孝武・明帝の諸の鄙瀆の事を載す。上左右を遣はして約に謂ひて曰く、「孝武の事迹は頓を容れざるのみ。<sup>②</sup>我昔経て宋の明帝に事ふ。卿諱悪の義を思へ」と。是に於て省除する所多し。<sup>(五)</sup>

沈約に『宋書』の編纂を命じた南斉の武帝（世祖）は、袁粲を①「宋家の忠臣」であると評価し、掲載を許可した。これは、父蕭道成の死後、第二代皇帝となった武帝蕭賾が、劉宋を守ろうとした袁粲・劉秉・沈攸之の改葬を許し、塋墓の修整を命じたことの延長上の言である。なお、南斉の武帝から②「諱悪の義」に基づき劉宋の明帝の悪を諱むよう命ぜられた沈約は、これに従っている。『春秋』は、義として君主の悪を諱む。それでも、皇帝権力の介入に迎合して、明帝への記述を改めた沈約の「直筆」は、君主に対抗して記録を守り続けた、南史・董狐の直筆とは異なる。

武帝の許可を得た沈約は、袁粲伝を立て、「史臣曰く」で次のように述べている。

① 關運・創基には、機変に非ずんば以て其の務を通ずること無く、世及・継体には、忠貞に非ずんば以て其の業を守ること無し。關運の君は、千載に一有り、世及の主は、時に乏しきこと無し。然らば則ち機變の用を須つは短かく、忠貞の路を資るは長し。故に漢室の將に滅ぼんとするや、文孥は曹氏に屈せず、魏鼎の將に移らんとするや、夏侯は義もて北面せず。若し悉く二子を以て心と為さば、則ち兩代宜しく亡びざるべし。袁粲は清標に

して簡貴、任は凶を負ふを属せられ、朝野の望隆しと雖も、然れども未だ大節を以て許さず。其の危亡に赴き、存滅を審るに及びては、豈に所謂る<sup>②</sup>。義は生より重きことあらんか。<sup>③</sup>天命に達せざりと雖も、<sup>④</sup>而も其の道は懐ふに足る者有り。昔王経の晋の世に旌せられ、榮らも亦た葬を聖朝に改めらるるは、盛代に符を同じくす、美なるかな。

沈約は、国家の時期により、二種の臣下の存在を設定する。①革命期の「機変」の臣と国家安定期の「忠貞」の臣である。宋斉革命期でいえば、「機変」の臣は、かつては袁粲と友人でありながら、やがて袂を分かち、南斉の佐命の功臣となった褚淵である。革命期にも拘らず、劉宋の「忠貞」の臣であり続けた袁粲は、蕭道成と戦い敗死した。それを沈約は、『孟子』を踏まえて、②「義は生より重」い生き方であるとし、④「其の道は懐ふに足る者」であると高く評価する。

自らの仕える南斉の建国者に弓を引いた袁粲をこれほど高く評価できるのは、南斉という国家が方針として「忠貞」の臣を求めているためであろう。安田二郎は、③「天命に達せざりと雖も」に着目して、袁粲論はネガの形での褚淵論であり、沈約は天命を洞察し得なかつた袁粲が褚淵より一等劣ると論定したと主張するが、どうであろうか。沈約は、国家の時期に応じて「機変」の臣と「忠貞」の臣が共に必要であるとする。そして、革命時に出現する「機変」の臣を容認しながら、「忠貞」の臣の重要性を皇帝の意志通りに表現した。革命の際には「機変」の臣となることを承認し、その結果として成立した次の国家においては、前の国家の「忠貞」の臣を高く評価するほど「忠貞」の臣たることを必要とする。すなわち、沈約は、易姓革命を肯定したうえで、それを乗り越えた後には現国家への忠誠を尽くすべしと主張しているのである。

忠の重要性は、父の文帝の殺害を企てた皇太子の劉劭を諫止して殺された太子左衛率の袁淑への史論にも次のように示されている。

乃ち義は生より重きことあらんかの若きは、前誥に空炳するも、殉主に投軀するは、世に其の人罕なり。若し陽源の節無くんば、丹青何ぞ貴きことあらんか。<sup>(兜)</sup>

このように沈約は、袁淑への史論でも引用していた『孟子』を典拠に、袁淑の君主への忠を高く評価しているのである。

易姓革命の肯定は、国家の交替が相継いだ南朝の政治状況の肯定である。そして、君主への忠を高く評価するといふ貴族への「鑑」の示し方は、君主権力との対峙性を強く持っていた阮籍や嵇康を貴族の「鑑」とした西晋期の貴族のあり方と大きく異なる。<sup>(五)</sup> 沈約は、易姓革命を乗り越えた後の現国家への忠を強調することで、「忠」という概念と易姓革命の容認とを折り合わせたのである。「智」に基づく革命への対処と言えよう。

## 七、天下概念

沈約は、北方に異民族の強国を抱えるという国際状況の中で、これまでとは異なる「天下」概念のもと、儒教の理想である「大一統」を放棄する新たな世界観を提示する。元嘉二十七（四五〇）年、北魏が劉宋に侵寇したことに関して、沈約は次のように論じている。

乃ち騎を連ぬること百万に至り、南に向かひて<sup>①</sup>神華<sup>うかが</sup>を斥ふ。胡旆江に映へ、穹帳渚に遵ひ、京邑檐<sup>かた</sup>を荷ひ、

士女喧惶たり。天子内に羣心を鎮め、外に羣寇を御し、役は民徭を竭くし、費は府実を殫くす。<sup>②</sup>天下を挙げて以て之を攘ふも、而も力猶ほ未だ足らざるなり。<sup>(五)</sup>

ここでは、沈約は、江南を①「神華」と表現する。神州としての中華は、黄河流域ではなく、首都建康の置かれた揚州とするのである。そして、北魏の侵入に対して天子（文帝）は、②「天下」を挙げて対抗した。ここでの「天下」は、劉宋の領域と同義である。

こうした天下の用例は、他にも見られる。孝武帝の揚州・荊州分割政策に対する何尚之の批判を評するなかで、沈約は次のように述べている。

江左より以来、樹根は揚越に本づき、任推は荊楚に穀む。揚土は廬・蠡より以北、海に臨みて大江に極まる。荊部は則ち湘・沅を包括し、巫山を跨ぎて鄧寨を掩ふ。民戸・境域、天下に過半す。晋の世幼主位に在り、政輔臣に歸し、荊・揚の司牧、事二陝に同じ。<sup>(五)</sup>

沈約は、揚州と荊州の二州により、民戸も境域も、「天下」の半ばを過ぎる、と述べている。ここの「天下」も劉宋の領域を指している。こうした「天下」概念は、たとえ国家が分裂していても、これまでの史書には見られなかったものである。

たとえば、劉宋の成立する以前、中国の南半分だけを領有する東晋に仕えた常璩は、巴蜀の地方志である『華陽国志』の中で、漢の武帝の南中征服を「大業」と位置づけ、武帝が「天下」の外延に住む夷狄にまで王化を広げ、中国を拡大したことを尊重した。その際の「天下」概念は、あくまで中国全体であった。そして、巴蜀が、いかに中国の統一に貢献したかを述べて、儒教の理想である「大一統」を実現する重要性を説いた。<sup>(五)</sup> これまでの「天下」とは中国



全域を指し、それは漢民族の国家が統一すべきものであった。

これに対して、沈約は、劉宋以降の南朝が中国南部、さらに限定すれば揚州・荊州しか支配できていないという現実を肯定して、「天下」の範圍の南朝の領域に限定した。沈約の「南朝」意識をここに見ることができよう。

こうした沈約の「天下」概念の背景には、中華を規定する文化的優越性が、<sup>(五)</sup>華北よりも健康を中心とする揚州・荊州に存するという認識がある。

劉宋の建国者である劉裕は、徐州彭城郡彭城県綏輿里を本籍とするが、曾祖父の劉混のときに南徐州晋陵郡丹徒県京口里に移ったという。劉裕は事実上、江南育ちである。それでも、沈約は、劉裕の言語を次のように評している。

高祖葉を江南に累ぬかさと雖も、楚言未だ変ぜず。雅道・風流、焉を聞くこと無きのみ。<sup>(五)</sup>

沈約は、高祖（劉裕）が「楚言」、ここでは徐州方言が未だにぬけず、「雅道・風流」、すなわち文化的諸価値を持つと聞いたことがない、とする。『宋書』卷一武帝紀上では、「漢の高帝の弟たる楚の元王交の後なり（漢高帝弟楚元王交之後也）」と、前漢の帝室の末裔と称する劉裕であるが、『魏書』卷九十七烏夷劉裕伝では、「或いは本の姓は項、改めて劉氏と為すとしか云ふ（或云本姓項、改為劉氏）」と伝え、楚の項羽の末裔であるともいう。こうした出自が、劉裕は「楚言」を話した、と批判する背景となった可能性もある。

そして、それより重要なことは、揚州の言語を雅言と考え、「楚言」を批判する沈約の南朝意識である。すなわち、沈約は言語という文化を表現する根底の部分において、江南を世界の中心と考えているのである。

文化だけではない。経済もまた揚州・荊州が中心である、と沈約は主張する。

江南の国た為るや盛んなり。南は象浦を包み、西は邛山を括ると雖も、外は貢賦を奉じ、内は府実を充たすに至る

は、荊・揚の二州に止まる。……荊城は南楚の富を跨ぎ、揚部は全呉の沃有り。魚塩・杞梓の利、八方に充切し、糸綿・布帛の饒、天下に覆衣す。

漢を規範とする常平倉を設置すべきとする史論の前提に、沈約はこう述べて、揚州・荊州の富が「天下」を覆うとする。もちろん、ここでの「天下」も南朝の境域のみを指し、華北は「天下」に含まれていない。その「天下」の經濟の中心は、揚州・荊州なのである。

それでは、かつての「天下」の中心であった中原を支配する夷狄との関係について、沈約はどのように考えるのであろうか。

治辺の術は、前世之を言ふこと詳らかなり。……周・漢の二策、宋に在りては頓て亡び、遂て胡馬横行するに致るも、曾ち藩落の固め無く、士民をして蒼天に跼ましめ、厚地に躋せしむ。虜の俘囚に繋がるるも、控告する所無し。哀しいかな。

沈約は、何承天の「安辺論」を高く評価する前提として、劉宋の辺境防衛策は、「周・漢の二策」を捨てたことで、何の効果もなかった、と批判する。沈約が継承すべきとする「周・漢の二策」については、王莽の將軍である嚴尤が、次のように述べたと伝える『漢書』を典拠とする。

臣聞くならく、匈奴の害を為すこと、従りて来たる所久し。①未だ上世に必征の者有るを聞かざるなり。後世の三家、周・秦・漢は之を征するも、然れども皆未だ上策を得る者有らざるなり。周は中策を得、漢は下策を得、秦は無策なり。周の宣王の時に当たりて、獫狁内侵し、涇陽に至る。將に命じて之を征し、境を尽くして還る。其の戎狄の侵を視ること、譬へば猶は蝨蟻の蝥のごとく、之を馭るのみ。故に天下明を称す、是れを中

策と為す。漢の武帝將を選び兵を練り、齋を約め糧を軽くし、深く入り遠く成る。……而して天下武を称するも、是れ下策た[兵]為り。

嚴尤は、匈奴に対しては、①征伐をしないことが上策であり、②蚊や虻に刺されたときと同じように夷狄追い払うだけであった周は中策、匈奴に攻め込み③天下が武を称した漢は下策である、とした。これを承けて、沈約は、劉宋が周の中策も漢の下策も採れていないとするのである。そのうえで、沈約が主張する異民族政策は、次のとおりである。

三代の隆なる、畿服に品有り、東に漸すすみ西に被ひ、遐荒を遺すこと無し。漢氏土を闢ひろくに及び、訳を四方に通ずるも、風教の浅深、優劣已に遠し。①晋室播遷し、来りて揚・越おに宅り、関・朔は遙かに阻り、隴・汧は遐かに荒とほし。区くわは其の内外を分ち、山河は其の表裏を判わかち、而して羌・戎わ雑合して、久しく声教を絶つ。②固より宜しく待つに荒服を以てし、羈縻するのみとすべし。……高祖周世累仁の基もと無く、力征して以て四海に君たらんと欲せば、③実に須らく外に武功を積みて、以て天下の人望を収とむべしとす。止ただ肺を龍門に挂かけ、冀・趙に折衝して、功は桓氏を跨こへ、高を昔人に取りらんと欲するのみ。地は未だ東晋より闕かざるとも、威は独り江南に振ふ。然る後に以て国の情を変へ、民の志に愜かなひ、帰運を撫して宝策を膺とる可し。④豈に知らずや秦川の供養に足らず、百二の難た以て後に伝へんをや。咸陽を挙げて之を棄つるに至るは、算を失するに非ざるなり。

沈約は、①東晋が江南に移ってから関中や朔方、隴西や汧水の地域は、はるかに遠ざかり、異民族の居住地となっている。そこで、これらの地域は、五服のうち最も遠い異民族の住む地である②「荒服」とみなし、「羈縻」するだけよい、と主張する。そのうえで、長安・洛陽を回復した劉裕の北伐については、③外征の武功により天下の人望を

集めて即位するためのものである。劉裕は、関中が無益で保持できないことを知らないはずはなく、関中を放棄したのは計算違いではない、と中国を統一しなかったことを肯定する。すなわち、沈約は、華北を夷狄の居住する「荒服」を含む地とし、そこを領有して「大一統」を実現する必要はない、と主張しているのである。

沈約にとって「天下」とは南朝のことであり、夷狄が居住する華北は「大一統」の必要もない「荒服」を含む地に過ぎなかった。夷狄は、追い払えばよいだけで、北伐などは必要ない。こうした「南朝」こそ「天下」であるという世界観に、沈約の南朝意識は凝縮されているのである。

### おわりに

『宋書』は、『尚書』を継承する『漢書』と同様、紀伝体の断代史という後世の正史の規範となる体裁を取った。また沈約は、『春秋』を継承して史書を毀誉褒貶の鑑とするため、南史・董狐の直筆をすべきと主張した。しかし、自序の過半や史論では、「呉興の沈氏」の正統化を展開しており、家学として発展した貴族の「史」としての性格を見せる。

沈約は、貴族の要件を国家的身分制としての貴族制のもと高官の世襲を保障する「爵位」と、社会的存在としての貴族の存立基盤となる文化的諸価値とを共に有することに置いた。しかし、本来政治を担うはずの貴族は、政治を行い得る「才」を持たず、恩倖が君主のもとで実務を行い、劉宋への支持は失われた。それを防ぐためには、貴族のあり方を「鑑」として示さねばならない。

沈約は、社会的存在としての貴族の存立基盤として儒教を根底に置き三教四学に通ずる文化的諸価値の専有を求め、国家的身分制としての貴族制下で貴族として爵位を継続するために、「智」という概念によって君主や権力者の中で生き抜く処世術の重要性を示した。これが沈約の貴族としての「鑑」であった。

また、沈約は、易姓革命を肯定する一方で、君主への忠を高く評価することで、「忠」という概念と易姓革命の容認とを折り合わせた。「智」に基づき、易姓革命が続く南朝の政治状況のもとで、貴族として生きるための「鑑」を示したのである。

そして、北方に異民族の強国を抱えるという国際状況の中で、これまでの中国の世界観とは異なる、儒教の理想である「大一統」を放棄する、という新たな世界観も提示する。

沈約の『宋書』に示された歴史観は、「忠」という概念による易姓革命の容認と江南のみを指す「天下」概念と「大一統」の放棄が南朝のただだけではない。文化的諸価値の専有だけではなく、権力者との処世術を「智」と位置づける南朝に特化した貴族の「鑑」の示し方にも、沈約の南朝意識が明確に表現されているのである。

### 《注》

- (一) 宋開兵「沈約《宋書》定稿時間考弁」(『寧波大学学报』人文科学版二一五、二〇〇八年)は、永明六(四八八)年の定稿とする。また、譚詒「沈約著述考略」(『中国典籍与文化』二〇〇六—四、二〇〇六年)は、沈約の著述を概観する。なお、沈約の伝記には、姚振黎『沈約及其學術探求』(文史哲出版社、一九八九年)、林家驪『一代辭宗——沈約伝——』(浙江人民出版社、二〇〇六年)などがあり、郭常斐「二十世紀以来沈約研究綜述」(『江西教育学院学报』社会科学版二八—四、二〇〇七年)は、中国での沈約研究を概述する。

- (二) 『宋書』卷一百自序。徐爰の『宋書』については、鍾慶宏・唐燮軍「徐爰《宋書》之撰及其後統動向」(『文史評論』二〇一五年一二、二〇一五年)、卜梁「從徐爰《宋書》到沈約『新史』的轉變」(『史學史研究』二〇一五—四、二〇一五年)、李翰・石維娜「沈約前後宋史著及《宋書》撰成考述」(『廣西師範大學學報』哲學社會科學版五四—二、二〇一八年)などを参照。
- (三) 蘇晉仁「《宋書・百官志》考異」(『歷史研究』一九八五—四、一九八五年)、唐燮軍「誤解与曲解——沈約《宋書》平議——」(『史家行迹与史書構造——以魏晉南北朝佚史為中心的考察』浙江大學出版社、二〇一四年)。また、楊顏暢「近二十年來沈約《宋書》研究綜述」(『金田』二〇二一—八、二〇二二年)は、中国の『宋書』研究を概括している。
- (四) 川合安「『宋書』沈約自序について」(『北海道大學文學部紀要』四七—四、一九九九年)は①、「沈約『宋書』の華夷意識」(『東北大學東洋史論集』六、一九九五年)は②、「沈約の地方政治改革論」(『中国中世史研究統編』京都大學學術出版會、一九九五年)は③を論じ、「『宋書』と劉宋政治史」(『東洋史研究』六一—一、二〇〇二年)は、皇帝・恩倖寒人対貴族という図式で、沈約は劉宋の政情不安の原因を説明する、という。「訳注『宋書』沈約自序(一)(二)」(『北海道大學文學部紀要』四六一—二、一九九七、九八年)、「沈約『宋書』の史論(一)〜(二)」(『文経論叢』二七一—三、二八—三、『北海道大學文學部紀要』四三一—一、四四—一、一九九二、九三、九四、九五)は、自序と史論の訳注である。
- (五) 孔毅「沈約《宋書》史論四題」(『南京師範專科學校學報』一六一—二、二〇〇〇年)。また、朱紹侯「沈約《宋書》述評」(『南都學壇』哲學社會科學版二—四、二〇〇一年)は、『宋書』により、門閥政治の變化・階級鬭争・民族關係・國際交流・典章制度を明らかにできる、とする。
- (六) 唐燮軍「沈約《宋書》平議」(『晉陽學刊』二〇〇七—五、二〇〇七年)、『六朝吳興沈氏及其宗族文化』中國社會科學出版社、二〇〇七年に所収)。このほか、顏尚文「沈約的宋書与史学」(『歷史學報』一〇、一九八二年)、李潤和「從《宋書》史論看沈約對現實的認識」(『文史哲』一九九三—三、一九九三年)・「從《宋書》史論看沈約的天命觀与処世觀」(『中國史研究』一九九四—一、一九九四年)、龐天佑「論沈約的史学思想」(『湛江師範學院學報』二四—二、二〇〇三年)も参照。

(七) 臣約言、臣聞、<sup>①</sup>大禹刊木、事炳虞書、西伯戡黎、功煥商典。伏惟、皇基積峻、帝烈弘深、<sup>②</sup>樹德往朝、立勳前代。若不觀風唐世、無以見帝媯之美、自非觀亂秦余、何用知漢祖之業。<sup>③</sup>是以掌言末記、爰動天情、曲詔史官、追述大典。臣莫庸妄、文史多闕、以茲不才、對揚盛旨。是用夕惕載懷、忘其寢食者也〔宋書卷一百自序〕。

(八) 『漢書』が『尚書』を繼承することは、渡邊義浩『漢書』における『尚書』の繼承〔早稲田大学大学院文学研究科紀要〕六一―一、二〇一六年〕を参照。また、『史記』が『春秋』を繼承することは、渡邊義浩『史記』における『春秋』の繼承〔RIASJOURNAL』五、二〇一七年〕を参照。

(九) 渡邊義浩『文心雕龍』の史学論〔六朝学術学会報二二、二〇二〇年〕を参照。

(一〇) 臣約頓首死罪、窃惟、宋氏南面、承歴統天、雖世窮八主、年減百載、而兵車亟動、国道屢屯、垂文簡牘、事数繁広。<sup>①</sup>若夫英主啟基、名臣建績、拯世夷難之功、配天光宅之運、亦足以勒銘鐘鼎、昭被方策。<sup>②</sup>及虜后・暴朝、前王罕二、國釁・家禍、曠古未書、又可以式規方葉、作鑒于後〔宋書』卷一百自序〕。

(一一) 杜預の『春秋左氏経伝集解』序については、渡邊義浩『春秋左氏伝序』と『史』の宣揚〔狩野直禎先生米寿記念三國志論集』三國志学会、二〇一六年〕を参照。

(一二) 宋故著作郎<sup>①</sup>何承天始撰宋書、草立紀伝、止於武帝功臣、篇牘未広。其所撰志、唯天文・律歴。自此外、悉<sup>②</sup>委奉朝請山謙之。謙之、孝建初、又被詔撰述、尋值病亡、仍<sup>③</sup>使南台待御史蘇宝生、統造諸伝。元嘉名臣、皆其所撰。宝生被誅、大明中、又<sup>④</sup>命著作郎徐爰、踵成前作。爰因何・蘇所述、勒為一史、起自義熙之初、訖于大明之末。至於臧質・魯爽・王僧達諸伝、又皆<sup>⑤</sup>孝武所造。自永光以來、至於禪讓、十余年内、闕而不統。一代典文、始末未挙。<sup>⑥</sup>且事属當時、多非実録。又立伝之方、取捨乖衷、進由時旨、退傍世情、垂之方來、難以取信。臣今謹更創立、製成新史〔宋書』卷一百自序〕。

(一三) 臣<sup>①</sup>遠愧南・董、近謝遷・固。以閭閻小才、述一代盛典。属辞・比事、望古慚良、鞠躬踟躕、覲汗亡厝。本紀・列伝、繕写已畢、合七帙七十卷、臣今謹奏呈。<sup>②</sup>所撰諸志、須成統上。謹条目錄、詣省拜表、奉書以聞〔宋書』卷一百自序〕。

- (四) 東晋のころ多く著された別伝に偏向が多いことは、渡邊義浩「『史』の自立——魏晉期における別伝の盛行について——」『史学雜誌』一一二—四、二〇〇三年、『三国政權の構造と「名士」』汲古書院、二〇〇四年に所収)を参照。
- (五) 多賀秋五郎「古譜の研究」(『東洋史学論集』第四、不味堂書店、一九五五年、『中国宗譜の研究』日本学術振興会、一九八一年に所収)。なお、「呉興の沈氏」については、大川富士夫「六朝前期の呉興郡の豪族——とくに武康の沈氏をめぐって——」『宗教社会史研究』第一、雄山閣出版、一九七七年)、「南朝時代の呉興武康の沈氏について」(『立正史学』五〇、一九八一年)、いづれも『六朝江南の豪族社会』(雄山閣出版、一九八七年)に所収、唐燮軍『六朝呉興沈氏及其宗族文化』(前掲)、周淑舫『六朝呉興沈氏文化世家研究』(中国社会科学出版社、二〇一九年)などを参照。
- (六) 孫恩の乱については、宮川尚志「孫恩・盧循の乱」(『東洋史研究』三〇—二・三、一九七一年)、「孫恩・盧循の乱に関する補考」(『鈴木博士古稀記念東洋学論集』明德出版社、一九七二年)を参照。
- (七) 高祖踐阼、<sup>①</sup>以佐命功、封漢寿臯伯、食邑六百戸。固讓、不許。……(沈)邵字道輝、美風姿、涉獵文史。襲爵、駙馬都尉・奉朝請。太祖以旧恩召見。入拜、便流涕。太祖亦悲不自勝。会強弩將軍欠、上詔録尚書彭城王義康曰、沈邵人身不惡。<sup>②</sup>吾与林子周旋異常、可以補選。<sup>③</sup>事見宋文帝中詔。於是拜強弩將軍(『宋書』卷一百自序)。
- (八) 曹魏の最末期、司馬昭が五等爵制を施行することで、国家的身分制としての貴族制を西晋に成立させたこと、および、それが社会的存在としての貴族のあり方と乖離すると認識する者があったことについては、渡邊義浩「西晋における五等爵制と貴族制の成立」(『史学雜誌』一一六—三、二〇〇七年、『西晋「儒教国家」と貴族制』汲古書院、二〇一〇年に所収)を参照。
- (九) 先是、琅邪顔竣、欲与(沈)璞交。不酬其意、竣以致恨。及世祖将至都、方有讒説以璞奉迎之晚。横罹世難。時年三十八(『宋書』卷一百自序)。
- (一〇) 史臣曰、<sup>①</sup>出身事主、雖義在忘私、至於君親兩事、既無同濟、為子為臣、<sup>②</sup>各隨其時可也。……而挹筆數罪、陵讎犯逆、余彼慈親、垂之虎吻。<sup>③</sup>以此為忠、無聞前誥。<sup>④</sup>夫自忍其親、必將忍人之親。……自非(顔)延年之辭允而義愜、夫豈或免(『宋



書』卷七十三 顔延之伝。

(三) 安田二郎「南朝貴族制社会の変革と道徳・倫理」(『東北大学文学部研究年報』三四、一九八五年、「六朝政治史の研究」京都大学出版会、二〇〇三年に所収)は、こうした筆誅的な顔竣評のあり方は、顔竣に対する沈約の深刻な怨念とその直截な発現を物語っているが、と同時に、沈約の尊主―卑臣秩序絶対視なるものが、論理としては多分にア・プリオリ的な性格をもち、照応してこの臣の「捐私」規範もまた、現存既成の主―臣秩序を前提とした上での、臣の側のいわば受身的な、保身のためのモラルという様相をそなえている、とするが、そこまでは読み得ない。

(三三) 役己以利天下、堯・舜之心也。利己以及万物、中主之志也。尽民命以自養、桀・紂之行也。觀大明之世、其将尽民命乎。雖有周公之才之美、猶終之以乱、何益哉(『宋書』卷六 孝武帝紀)。

(三三) 李瓊英「《宋書》的直筆与曲筆」(『史学史研究』二〇〇五―三、二〇〇五年)は、『宋書』の曲筆は、宋齊革命に多く、晋宋革命はそれなりの記述がされるとする。

(四) 安田二郎「南朝貴族制社会の変革と道徳・倫理」(前掲)。また、林田慎之助「裴子野『雕虫論』考証——その復古文学論の構造と制作年代——」(『中国中世文学評論史』創文社、一九七九年)、游翔「裴子野与《宋略》」(『晉陽學刊』一九九四―一、九九四年)、顔世明「裴子野《宋略》相關問題探析」(『中華文化論壇』二〇一八―一一、二〇一八年)も参照。

(五) 史伝称、安平崔氏及汝南庾氏、並累世有文才。所以范蔚宗云、崔氏、世擅雕龍。然不過父子・兩三世耳。<sup>①</sup>非有七葉之中、名徳重光、爵位相繼、人人有集、如吾門世者也。沈少傅約語人云、吾少好百家之言、身為四代之史。自開闢已來、未有<sup>②</sup>爵位相繼、文才相繼、如王氏之盛者也。汝等仰觀堂構、思各努力(『梁書』卷三十三 王筠伝)。

(二六) 渡邊義浩「西晉における五等爵制と貴族制の成立」(前掲)。

(二七) 吉川忠夫「沈約の思想——六朝の傷痕——」(『中国中世史研究』東海大学出版会、一九七〇年、「六朝精神史研究」同朋舎、一九八四年に所収)。

(二六) 綱維備舉、条禁明密、罰有恒科、爵無濫品。故能内清外晏、四海謐如也。昔漢氏東京、常称建武・永平故事。自茲厥後、亦每以元嘉為言。斯固盛矣。〔宋書〕卷五文帝紀。

(二七) 夫君子・小人、類物之通称。蹈道則為君子、違之則為小人。屠釣、卑事也、版築、賤役也。太公起為周師、傳説去為殷相。

① 非論公侯之世、鼎食之資。明揚幽仄、唯才是与。② 逮于二漢、茲道未革。胡広累世農夫、伯始致位公相。黃憲牛医之子、叔度名重京師。且任子居朝、咸有職業。③ 雖七葉珥貂、見崇西漢、而侍中身奉奏事、又分掌御服。東方朔為黃門侍郎、執戟殿下。郡県掾史、並出豪家、負戈宿衛、皆由勢族。④ 非若晚代分為二塗者也。〔宋書〕卷九十四恩倖伝。

(三〇) 『三國志』卷一武帝紀に、「建安」十五年春、令を下して曰く、……若し必ず廉士にして後用ふ可くんば、則ち齊桓は其れ何を以てか世に霸たる。今天下に褐を被り玉を懷きて涓濱に釣る者有ること無きを得るか。又嫂を盗み金を受けて未だ無知に遇はざる者無きを得るか。二・三子、其れ我を佐けて仄陋を明揚せよ。唯だ才是れ挙げよ。吾得て之を用ひん(十五年春、下令曰、……若必廉士而後可用、則齊桓其何以霸世。今天下得無有被褐懷玉而釣于涓濱者乎。又得無盜嫂受金而未遇無知者乎。二・三子、其佐我明揚仄陋。唯才是舉。吾得而用之)とある。曹操の唯才主義、および文学の宣揚については、渡邊義浩「三國時代における「文学」の政治的宣揚——六朝貴族制形成史の視点から——」(『東洋史研究』五四—三、一九九五年、『三國政権の構造と「名士」に所収)を参照。

(三一) 漢末喪乱、魏武始基、軍中倉卒、權立九品。蓋以論人才優劣、非為世族高卑。因此相沿、遂為成法。自魏至晉、莫之能改、州都・郡正、以才品人。而拳世人才、升降蓋寡、徒以馮藉世資、用相陵駕。都正俗士、斟酌時宜、品目少多、隨事俯仰。① 劉毅所云、下品無高門、上品無賤族者也。歲月遷譎、斯風漸篤。凡厥衣冠、莫非二品、自此以還、遂成卑庶。② 周・漢之道、以智役愚、台・隸參差、用成等級。③ 魏・晉以來、以貴役賤、士庶之科、較然有辨。〔宋書〕卷九十四恩倖伝。

(三二) 安田二郎「南朝貴族制社会の変革と道德・倫理」(前掲)。安田が繼承するものは、岡崎文夫「梁の沈約と宋書」(『歴史と地理』三一—一、一九三三年)である。なお、中島隆蔵「書評」吉川忠夫著『六朝精神史研究』(『集刊東洋学』五四、一九八五

年)も安田と同様の見解を取る。

(三三) 吉川忠夫「沈約の思想」(前掲)。また、越智重明「沈約と宋書」(『東洋学報』六六一—四、一九八五年、「魏晉南朝の人と社会」) 研文出版、一九八五年)も同様の見解を取る。

(三四) 劉毅の九品中正制度批判については、渡邊義浩「西晉における五等爵制と貴族制の成立」(前掲)を参照。

(三五) 夫人君南面、九重奥絶。陪奉朝夕、義隔卿士。階闈之任、宜有司存。既而恩以倖生、信由恩固、無可憚之姿、有易親之色。

① 孝建・泰始、主威独運、官置百司、權不外假。而刑政糾雜、理難偏通。耳目所寄、事歸近習。賞罰之要、是謂國權。出内王命、由其掌握。於是方塗結軌、輻湊同奔。② 人主謂、其身卑位薄、以為權不得重。曾不知鼠憑社貴、狐藉虎威。外無逼主之嫌、内有用之助。勢傾天下、未之或悟。③ 挾朋樹党、政以賄成。鈇鉞・創瘡、構於筵第之曲、服冕・乘軒、出乎言笑之下。南金・北龜、來悉方輶、素練・丹魄、至皆兼兩。西京許・史、蓋不足云。晋朝王・庾、未或能比。及太宗晚運、慮經盛衰、權幸之徒、懼憚宗戚、欲使幼主孤立、永竊國權、構造同異、興樹禍隙。帝弟・宗王、相繼屠剝。④ 民忘宋德、雖非一塗、寶祚夙傾、実由於此(『宋書』卷九十四恩倖伝)。

(三六) たとえば、沈約は、庶民や兵戸から武功により有力武将となった宗越・吳喜・黄回について、『宋書』卷八十三宗越・吳喜・黄回伝の史論に、「夫れ豎人・匹夫、其の身業を濟ふは、世乱に非ずんば由ること莫きなり。乱世の情を以て、治日に用ふれば、其の亡ばざるを得なば、亦た幸さいわひ為り(夫豎人・匹夫、濟其身業、非世乱莫由也。以乱世之情、用於治日、其得不亡、亦為幸矣)」と述べ、「賤」者は權力を掌握すべきでない」と主張する。

(三七) 選賢於野、則治身業弘、求士於朝、則飾智風起。① 六經奥遠、方軌之正路、百家淺末、捷至之偏道。漢世登士、閭党為先、崇本務學、不尚浮詭。……是故仕以學成、身由義立。自魏氏膺命、主愛雕虫、家棄章句、人重異術。又選賢進士、不本鄉閭、銓衡之寄、任歸台閣。……② 自黄初至于晋末、百餘年中、儒教尽矣。高祖受命、議創国学、宮車早晏、道未及行。迄于元嘉、甫獲克就、雅風盛烈、未及曩時、而濟濟焉、頗有前王之遺典。……臧燾・徐広・傅隆、④ 裴松之・何承天・雷次宗、並服膺聖哲、不

為雅俗推移、立名於世、宜矣（『宋書』卷五十五臧燾・徐宏・傅隆伝）。

（三）至于建安、曹氏基命、二祖・陳王、咸蕃盛藻。甫乃以情緯文、以文被質。<sup>①</sup>自漢至魏、四百余年、辭人・才子、文体三變。相如巧為形似之言、班固長於情理之說、子建・仲宣以氣質為體。並標能擅美、独映當時。是以一世之士、各相慕習。<sup>②</sup>原其颯流所始、莫不同祖風・騷。徒以賞好異情、故意製相詭。……遺風・余烈、事極江右。<sup>③</sup>有晋中興、玄風独振。為学窮於柱下、博物止乎七篇。馳騁文辭、義單乎此。……爰逮宋氏、顔・謝騰聲。<sup>④</sup>靈運之興會標舉、延年之体裁明密、並方軌前秀、垂範後昆。若夫敷衽論心、商榷前藻、工拙之數、如有可言。夫五色相宣、八音協暢、出乎玄黃・律呂、各適物宜。<sup>⑤</sup>欲使宮羽相變、低昂互節、若前有浮声、則後須切響。一簡之内、音韻尺殊、兩句之中、轻重悉異。妙達此旨、始可言文。……<sup>⑥</sup>至自騷人以來、多歷年代、雖文体稍精、而此秘未覩（『宋書』卷六十七謝靈運伝）。

（三） 沈約の文学論について、古くは、紀昀『沈氏四声考』（中華書局、一九八五年）が、四声の認識の始まりと評価する。興膳宏「『宋書』謝靈運伝論をめぐって」（『東方学』五九、一九八〇年）を参照。また、沈約の『宋書』に関する文学全般については、稀代麻也子『『宋書』のなかの沈約——生きるということ——』（汲古書院、二〇〇四年）を参照。

（四） 夫令問・令望、詩人所以作詠。有礼・有法、前誤以之垂美。荀・范・二王、雖以学義自顯、而在朝之誉不弘。蓋由才有余而智未足也。惜矣哉（『宋書』卷六十范泰・王准子・王韶之・荀伯子伝）。

（四） 越智重明「沈約と宋書」（前掲）。

（四） 貴族の規範書という意味では、『宋書』の史論は、このちに記される顔之推の『顔氏家訓』にも近い。『顔氏家訓』が、社会的存在としての貴族の存立基盤として文化を尊重し、玄学を排斥して処世術を説くなど『宋書』に近い特徴を持つことは、渡邊義浩『顔氏家訓』における貴族像の展開と執筆意図（『東洋文化研究所紀要』一七五、二〇一九年）を参照。

（四） 同じく『宋書』を撰しながら「禪代」を批判した劉祥は、やがて広州に左遷されている（『南齊書』卷三十六劉祥伝）。また、沈約が南齊に味方した者に「義」を冠したことは、趙翼の『廿二史劄記』卷九宋書書宋齊革易之際に指摘されている。

(四) 世祖使太子家令沈約撰宋書。擬立袁粲傳、以審世祖。世祖曰、<sup>①</sup>袁粲自是宋家忠臣。約又多載孝武・明帝諸鄙瀆事。上遣左右謂約曰、孝武事迹不容顧爾。<sup>②</sup>我昔經事宋明帝。卿可思諱惡之義。於是多所省除。〔南齊書〕卷五十二文学王智深伝。

(四) 『春秋左氏伝』僖公伝元年に、「国の惡を諱むは、礼なり（諱國惡、礼也）」とあり、杜預は、「惡を掩ひ善を揚ぐるは、義は君親を存す、故に通じて諱例有り（掩惡揚善、義存君親、故通有諱例）」と注をつけている。また『礼記』王制には、「大史礼を典り、簡記を執り、諱惡を奉ず（大史典礼、執簡記、奉諱惡）」とある。

(四) <sup>①</sup>關運・創基、非機變無以通其務、世及・継体、非忠貞無以守其業。關運之君、千載一有、世及之主、無之於時。□□〔然則〕須機變之用短、資忠貞之路長也。故漢室□□〔將滅〕、文學不屈曹氏、魏鼎將移、夏侯義不北面。若悉以二子為心、則兩代宜不亡矣。袁粲清標簡貴、任屬負凶、朝野之望雖隆、然未以大節許也。及其赴危亡、審存滅、豈所謂<sup>②</sup>義重於生乎。<sup>③</sup>雖不達天命、<sup>④</sup>而其道有足懷者。昔王經被旌於晋世、粲等亦改葬於聖朝、盛代同符、美矣。〔宋書〕卷八十九袁粲傳。□□は欠字であるが、安田二郎「南朝貴族制社会の変革と道德・倫理」(前掲)により補った。

(四) 『孟子』告子章句上に、「生も亦た我の欲する所なり。義も亦た我の欲する所なり。二者兼ねて得可からずんば、生を捨てて義を取る者なり（生亦我所欲也。義亦我所欲也。二者不可得兼、舍生而取義者也）」とある。

(四) 安田二郎「南朝貴族制社会の変革と道德・倫理」(前掲)。これに対して、越智重明「南朝貴族制と王朝交代」(『久留米大学比較文化研究所紀要』八、一九九〇年)は、沈約にとつて天命は、王朝を創めるための決定的理由として利用すべきものである。それは結局、力によって獲得したものをカモフラージュするものである。その間の機微を解して身を処するのが機變の臣である。これは守成期には忠貞の臣となるのであろう、とする。

(四) 若乃義重乎生、空炳前誥、投軀殉主、世罕其人。若無陽源之節、丹青何貴焉爾。〔宋書〕卷七十袁淑伝。

(五) 阮籍・嵇康の生き方とそれを理想とする輿論については、大上正美『阮籍・嵇康の文学』(創文社、二〇〇〇年)、渡邊義浩『古典中国』における文学と儒教』(汲古書院、二〇一五年)を参照。

- (五二) 至乃連騎百萬、南向而斥<sup>①</sup>神華。胡旆映江、穹帳違渚、京邑荷檐、士女喧惶。天子內鎮羣心、外御羣寇、役竭民徭、費殫府實。舉<sup>②</sup>天下以攘之、而力猶未足也。〔宋書〕卷九十五索虜傳。
- (五三) 江左以來、樹根本於揚越、任推轂於荆楚。揚土自廬、蠡以北、臨海而極大江。荆部則包括湘、沅、跨巫山而掩鄧塞。民戶・境域、過半於天下。晋世幼主在位、政歸輔臣、荆・揚司牧、事同二陝。〔宋書〕卷六十六王敬弘・何尚之傳。
- (五四) 渡邊義浩「常璩『華陽國志』にみえる一統への希求」〔RIASJOURNAL〕六、二〇一八年。
- (五五) 中華—夷狄が地理的・民族的概念ではなく、文化的概念であることは、渡邊義浩「華夷について」(『治乱のヒストリア華夷・正統・勢』法政大学出版局、二〇一七年)を参照。
- (五六) 高祖雖累葉江南、楚言未變。雅道・風流、無聞焉爾。〔宋書〕卷五十二王誕・謝景仁・袁湛・褚叔度傳。
- (五七) 江南之為國盛矣。雖南包象浦、西括邛山、至於外秦貢賦、內充府實、止於荆・揚二州。……荆城跨南楚之富、揚部有全吳之沃。魚塩・杞梓之利、充仞八方、糸綿・布帛之饒、覆衣天下。〔宋書〕卷五十四孔季恭・羊玄保・沈曇慶傳。
- (五八) 治邊之術、前世言之詳矣。……周・漢二策、在宋頓亡、遂致胡馬橫行、曾無藩落之固、使士民踰蒼天、躡厚地。繫虜俘囚、而無所控告。哀哉。〔宋書〕卷六十四鄒鮮之・裴松之・何承天傳。
- (五九) 臣聞、匈奴為害、所從來久矣。<sup>①</sup>未聞上世有必征之者也。後世三家、周・秦・漢征之、然皆未有得上策者也。周得中策、漢得下策、秦無策焉。當周宣王時、獫狁內侵、至于涇陽。命將征之、尽境而還。其視戎狄之侵、<sup>②</sup>譬猶蠹蟻之螫、敵之而已。故天下稱明、是為中策。漢武帝選將練兵、約齋輕糧、深入遠戍。……而<sup>③</sup>天下稱武、是為下策。〔漢書〕卷九十四下匈奴傳下。
- (六〇) 三代之隆、畿服有品、東漸西被、無遺遐荒。及漢氏闢土、通訊四方、風教淺深、優劣已遠。<sup>①</sup>晋室播遷、來宅揚・越、閩・朔遙阻、隴・汧遐荒。区甸分其內外、山河判其表裏、而羌・戎雜合、久絕聲教。<sup>②</sup>固宜待以荒服、羈縻而已也。……高祖無周世累仁之基、欲力征以君四海、<sup>③</sup>奚須外積武功、以収天下人望。止欲挂旆龍門、折衝冀・趙、跨功桓氏、取高昔人。地未闢於東晋、威独振於江南。然後可以變國情、愜民志、撫婦運而膺宝策。<sup>④</sup>豈不知秦川不足供養、百二難以伝後哉。至拳咸陽而棄之、非

失算也（『宋書』卷四十八朱齡石・毛脩之・傅弘之傳）。

沈約『宋書』と南朝意識

# Shen Yue's *Songshu* and His Mentality Characteristic of the Southern Dynasties

WATANABE Yoshihiro

Like the *Hanshu* 漢書, a successor to the *Shangshu* 尚書, the *Songshu* 宋書 takes the form of a bibliographic-thematic dynastic history, a format that became a model for subsequent official histories. Further, because Shen Yue 沈約, following the *Ch'un-ch'iu* 春秋, considered that the aim of a history should be praise and censure, he maintained that it should follow the straightforward style of the Southern historian Dong Hu 董狐. But in the greater part of his preface and in his discussion of history he sets forth arguments for the legitimization of the "Shen clan of Wuxing 吳興," and his work displays the character of a "history" of the aristocracy that had developed as a form of family scholarship.

Shen Yue considered the *sine qua non* for the aristocracy to lie in the possession of both titular rank, which guaranteed the hereditary transmission of high rank under an aristocracy acting as a state-sanctioned class system, and cultural values, which served as the basis for the continuing existence of aristocrats as social beings. But aristocrats, who should, properly speaking, have been responsible for governance, did not possess the ability to govern, and court favourites carried out administrative tasks under the sovereign, leading to a loss of support for the Liu Song. In order to forestall this, it was necessary to present the *modus vivendi* of the aristocracy as a model.

As the basis for the continuing existence of aristocrats as social beings, Shen



Yue placed Confucianism at the root and sought for them a monopoly on cultural values associated with the three teachings (Confucianism, Buddhism, and Daoism) and the four branches of learning (metaphysics, Confucianism, literature, and history), and in order for them to be able to continue to hold titular rank as aristocrats under an aristocracy acting as a state-sanctioned class system, he also used the concept of “wisdom” to show the importance of the art of being able to survive amongst sovereigns and other power-holders. This represented Shen Yue’s model for aristocrats.

Further, by affirming on the one hand the change in dynasty but also placing great value on loyalty to the sovereign, Shen Yue found a compromise between the concept of “loyalty” and acceptance of changes in dynasty. On the basis of “wisdom,” he presented a model for how to live as an aristocrat in the political circumstances of the Southern Dynasties, where changes in dynasty occurred regularly.

And in an international situation in which a powerful country of foreign peoples loomed to the north, Shen Yue presented a new worldview that differed from China’s hitherto worldview and abandoned the Confucian ideal of “great unity.”

In the view of history presented in Shen Yue’s *Songshu*, it was not just the acceptance of dynastic change by means of the concept of “loyalty,” the use of the concept of “all under heaven” (*tianxia* 天下) to refer only to Jiangnan, and the abandonment of “grand unity” that were characteristic of the Southern Dynasties. As well, not only a monopoly on cultural values but also the way in which he presented a model for aristocrats specific to the Southern Dynasties that equated the art of living amongst power-holders with “wisdom” gave expression to Shen Yue’s mentality characteristic of the Southern Dynasties.